

令和2事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

証券モニタリングの基本的な進め方

※ 証券監視委の方針だけではなく、金融庁が公表する監督指針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら、証券モニタリングに取り組んでいく。

- 証券モニタリングの対象業者全体について、金融庁関連部局等と連携し、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組を継続していく。
- オンサイト・モニタリングでは、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

今事務年度の取組方針

- 海外の金融商品や高収益のファンドなど取扱商品を拡大する動きや、新型コロナウイルス感染症が金融商品取引業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視しながら、以下のような場合を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行っていく。
 - ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
 - ② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
 - ③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
 - ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況
- 無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなど、関係機関と一層緊密に連携しながら、投資者被害の拡大防止に向けた取組を積極的に進めていく。

《業態横断的なテーマ別モニタリング事項》

※ 金融庁「実践と方針」を念頭に置きつつ、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にテーマを設定

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応やビジネスモデルの変化
- ② 適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた顧客本位の業務運営の定着状況
- ③ サイバーセキュリティ対策の十分性やブロックチェーンを活用した証券ビジネスを含めたシステムリスク管理の対応状況
- ④ マネー・ローンダリング対策（AML）、テロ資金供与対策（CFT）に係る内部管理態勢の定着状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

《規模・業態別の主な検証事項》

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組 プリンシプルに則した実効性のあるコンプライアンス態勢確立への取組、顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組、AML/ CFTの取組状況 取組方針を踏まえた私募案件組成、投資事業のリスク、海外を含めたグループ全体のリスク管理 銀証連携による利益相反管理態勢【3メガ証券会社】 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施
	外国証券会社	<ul style="list-style-type: none"> バックオフィス業務の海外委託の進展状況、ビジネスモデルの構造的な変化に対応した内部管理態勢の整備状況 我が国金融機関等向けに販売する金融商品の動向や当該商品のリスク
	ネット系証券会社	<ul style="list-style-type: none"> グループ全体の戦略や運営方針を念頭に置きつつ、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等に係る内部管理態勢の整備状況 サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理の実施状況
	準大手証券、地域証券会社等	<ul style="list-style-type: none"> 適合性原則への対応も含めた投資者保護の観点からの不適切な勧誘行為等 外国資本等に主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から検証
	F X業者	<ul style="list-style-type: none"> リスク情報の開示状況、ストレステストの実施と自己資本への反映状況等
投資運用業者	<ul style="list-style-type: none"> 顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するための利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢等 適正な時価を把握する体制の整備状況 代替資産への投資の現状把握 	
投資助言・代理業者	<ul style="list-style-type: none"> 顧客に誤解を生じさせる広告手法、虚偽の説明による勧誘等 	
第二種金商業者、特例業務届出者、その他	<ul style="list-style-type: none"> 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の实在性等【第二種金商業者、特例業務届出者】 業態特性を踏まえたリスクベースでのモニタリング【登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等】 	
無登録業者	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を含めた情報発信の強化 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との積極的な連携 	
<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為関連の業務については、第一種金融商品取引業者の受託業務における内部管理態勢の整備状況のほか、取引所・私設取引システム・ダークプールといった複数の市場をまたぐ注文執行、売買管理等も検証 暗号資産デリバティブ、電子記録移転権利、商品先物等に係る業務については、情報分析を進め、各業態のリスク特性に応じて検証 		

《関係機関との連携・モニタリング結果の情報発信》

- 各財務局等とは、オフサイト及びオンサイト・モニタリング双方の計画策定から緊密に連携し、必要に応じて合同検査も実施
また、財務局間の情報の集約・共有やモニタリング手法の検討等を行うとともに、各財務局が必要とする研修にも注力
- 自主規制機関とは、引き続き緊密に連携。タイムリーな情報交換により、モニタリングを効果的・効率的に進める
- 金融商品取引業者の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促す